小規模個人再生による再生計画取消

平成２１年（再イ）第３７６号

横浜市港北区高田東４丁目21番３―406号、認可決定時の住所横浜市港北区大倉山３丁目60番３―714号

再生債務者　髙橋なおみ

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成22年３月31日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成25年３月28日

横浜地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第４０号

兵庫県川辺郡猪名川町白金３丁目14―15寺内方

再生債務者　居酒屋桂こと　小谷口桂子（旧姓　寺内）

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。

平成25年３月26日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（再イ）第５４８号

東京都渋谷区富ヶ谷２―40―６、開始決定時東京都荒川区西日暮里６―66―２斉藤アパート２Ｆ

再生債務者　貴田　浩紀

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成25年３月27日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再口）第１００２０号

千葉県浦安市日の出３―４―Ｃ―1003

再生債務者　杉田　　潔

1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成25年４月23日まで

4　一般異議申述期間　平成25年５月７日から平成25年５月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再口）第１０１０５号

東京都清瀬市元町２―12―28

再生債務者　鈴木　寿武

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年４月９日まで

平成25年３月26日

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再口）第１７号

神戸市須磨区車字古川1333番地の１　グレーシィ須磨弐番館1121号

再生債務者　下山　和也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年４月17日まで

平成25年３月27日

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再口）第７号

岐阜市粟野東５丁目551番地２

再生債務者　林　　文夫

1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年４月18日まで

平成25年３月28日　　岐阜地方裁判所

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２０年（再口）第１１号

奈良県大和郡山市小林町西３丁目２番地１

再生債務者　湯元　國雄

1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成25年２月６日付け変更再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成25年４月22日まで

平成25年３月25日　　奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再口）第３号

兵庫県高砂市曽根町918番地の11

再生債務者　中嶋　康貴

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月26日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（再口）第２号

秋田県湯沢市松岡字外堀102番地

再生債務者　藤原　広美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月27日　秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（再口）第３号

三重県鈴鹿市国分町1277番地の３

再生債務者　永戸　寿允（旧姓室井）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月27日　　津地方裁判所再生係

平成２４年（再口）第５号

大阪府泉佐野市長滝3727番地の６

再生債務者　加藤　忠夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月27日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２４年（再口）第１号

群馬県利根郡みなかみ町湯原551　松乃井ホテル男子寮422号

再生債務者　森岡　一志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月28日

前橋地方裁判所沼田支部個人再生係

平成２４年（再口）第５号

鹿児島市田上５丁目35番21号

再生債務者　宅間　智子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年３月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年３月28日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２４年（再口）第２号

山形県鶴岡市茅原町４―７

再生債務者　佐藤さちこ

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成25年３月28日　山形地方裁判所鶴岡支部

独立行政法人国立印刷局公告

独立行政法人国立印刷局の役員の任命

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第３項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局の役員を任命したので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年４月５日

独立行政法人国立印刷局

理事長代行　理事　氏兼　裕之

大久保修身

井上　滿夫

大槻　博志

独立行政法人国立印刷局理事に任命する（各通）

（以上平成25年４月１日）

厚生年金基金変更公告

大鋼連厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のとおり公告する。

1．新事務所の所在地　大阪府貝塚市二色南町４番７号産業文化会館３階

2．旧事務所の所在地　大阪府泉佐野市下瓦屋三丁目２番８号

3．変更年月日　平成25年３月25日

平成 25 年４月５日　　大鋼連厚生年金基金